

立川市非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 15 号）の公布による。

立川市非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する条例

立川市非常勤職員公務災害補償条例（昭和42年立川市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
付則別表第3（付則第25項関係）			付則別表第3（付則第25項関係）		
種別	年金たる給付	率	種別	年金たる給付	率
傷病補償年金	……略……	……略……	傷病補償年金	……略……	……略……
	障害厚生年金等（補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.88</u>		障害厚生年金等（補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.86</u>
	……略……	……略……		……略……	……略……
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……
付則別表第4（付則第26項関係）			付則別表第4（付則第26項関係）		
	年金たる給付	率		年金たる給付	率
	……略……	……略……		……略……	……略……
	障害厚生年金等（補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.88</u>		障害厚生年金等（補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.86</u>
	……略……	……略……		……略……	……略……

附 則

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の立川市非常勤職員公務災害補償条例付則別表第3及び付則別表第4の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。